

林弘法律事務所
山中理司 様

令和4年3月4日付け法務省司司第128号において開示決定をした下記
行政文書について、写しを送付します。

記

- 刑事訴訟法の一部を改正する法律案(法案の概要等記載のもの)
- 刑事訴訟法の一部を改正する法律案の概要
- 平成28年12月19日付け法務省報道発表資料

法務省大臣官房司法法制部司法法制課
電話03-3580-4111(内線5922)

裁判所法の一部を改正する法律案

1 法案の概要

司法修習生に対し修習給付金（仮称）を支給する制度の創設等を行う。

2 法案提出の必要性、緊急性

法曹人材確保の充実強化の推進等を図るため、修習給付金（仮称）を支給する制度の創設等を行う必要がある。

3 その他

裁判所法の一部を改正する法律案の概要

司法修習生に対し修習給付金（仮称）を支給する制度の創設等を行う。

1 修習給付金（仮称）の支給

司法修習生には、その修習のため通常必要な期間として最高裁判所が定める期間、修習給付金を支給するものとする。

なお、現行の貸与制については、貸与額等を見直した上で新設する上記制度と併存させる。

2 懲戒に関する規定の整備

最高裁判所は、司法修習生に品位を辱める行状その他の司法修習生たるに適しない非行に当たる事由として最高裁判所の定める事由があると認めるときは、罷免以外にその修習の停止又は戒告の処分をすることができるものとする。

報道発表資料

MOJ 法務省
Ministry of Justice

平成28年12月19日

法務省

司法修習生に対する経済的支援について

「経済財政運営と改革の基本方針2016」（平成28年6月2日閣議決定）においては、政府として「司法修習生に対する経済的支援を含む法曹人材確保の充実・強化（中略）を推進する」とのこととされ、これまで法務省、最高裁判所及び日本弁護士連合会においてその対応を検討してきましたが、今般、三者間において、①平成29年度以降に採用予定の司法修習生に対する新たな経済的支援策となる給付制度を新設すること、②法務省が、当該支援策を実施する上で必要となる裁判所法の改正に向けた作業を進め、次期通常国会における同改正法案の早期成立に向けて努力すること、③最高裁判所及び日本弁護士連合会は、新制度の円滑な実施に協力すること、④新たな制度の導入後は同制度について継続的かつ安定的に運用していくことをそれぞれ確認しました。新たな制度の導入に当たっては、今後、平成29年度予算の閣議決定や裁判所法改正の手續を経ることとなります。

1 「経済財政運営と改革の基本方針2016」（平成28年6月2日閣議決定）（抜粋）

第2章 成長と分配の好循環の実現

5. 安全・安心な暮らしと持続可能な経済社会の基盤確保

（2）暮らしの安全・安心（治安、消費者行政等）

①治安・司法・危機管理等

（前略）法科大学院に要する経済的・時間的負担の縮減や司法修習生に対する経済的支援を含む法曹人材確保の充実・強化（中略）を推進する。

2 主な確認事項

法務省は、以下の制度方針に沿って裁判所法の改正に向けた作業を進め、次期通常国会における同改正法案の早期成立に向けて努力する。また、法務省、最高裁判所及び日本弁護士連合会は、新制度の円滑な実施に協力するとともに新たな制度の導入後は同制度について継続的かつ安定的に運用していくこととする。

- 平成29年度以降に採用される予定の司法修習生（司法修習第71期以降）に対する給付制度を新設する。
- 紹介金額の概要は以下のとおり。
 - ・ 基本給付 司法修習生に一律月額13.5万円
 - ・ 住居給付 月額3.5万円（修習期間中に住居費を要する司法修習生を対象）
 - ・ 移転給付 旅費法の移転料基準に準拠して支払
- 現行の貸与制は、貸与額等を見直した上で、新設する給付制度と併存させる。
- 紹介制度の導入に合わせ、司法修習の確実な履践を担保するとともに、司法修習を終えた者による修習の成果の社会還元を推進するための手当てを行う。

（問い合わせ先）

大臣官房司法法制部司法法制課 小林・原田

電話 03-3580-4111（内線2384）

03-3592-5427（直通）